



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

人事委員会事項

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 1
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 1
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 2
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 2
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則 4
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 5
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 5
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 5
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 6
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 6
- 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 8
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 8
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 9

人 事 委 員 会 事 項

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第2号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第7条第1号中「観光商工部商工振興課」を「商工労働部商工振興課」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第3号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「科学技術統括監、地域・離島統括監、文化生活統括監」を「企画振興統括監」に改め、

「環境企画統括監」の次に「、県民生活統括監」を加え、「観光交流統括監」を「観光政策統括監、文化スポーツ統括監」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第4号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表2種の項中「科学技術統括監 地域・離島統括監 文化生活統括監」を「企画振興統括監」に、「環境企画統括監」を「環境企画統括監 県民生活統括監」に、「観光交流統括監」を「観光政策統括監 文化スポーツ統括監」に改め、同表3種の項中「農業研究センターの支所長」を「農業研究センターの支所長 県立博物館・美術館の副館長」に改め、同表第4種の項中「看護専門監 医療制度改革専門監」を「看護専門監」に、「企業誘致対策監 労政福祉監 観光まちづくり調整監 誘致企画監」を「企業誘致対策監」に、「行政情報センター室長」を「行政情報センター室長 全国豊かな海づくり大会推進室長」に改め、別表第3項の表3種の項中「実習船運営事務所の所長 県立図書館の館長 県立博物館・美術館の副館長」を「県立図書館の館長」に改め、別表第8項の表3種の項中「副隊長（警部であるものを除く。）」を「副隊長（警部であるものを除く。） 検視官（警部であるものを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第5号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例第11条第1項第2号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職で、獣医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条 条例第11条第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 前条第1項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（第7条において「臨床研修」という。）を経た場合にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第7条において「実地修練」という。）を経た場合にあつては38年）、学校教育法に規定する大学院（以下「大学院」という。）の修上課程修了の日から37年、大学院の博士課程の所定の単位を体得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から36年及び人事委員会が指定するこれらに準ずる期間（以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。
- (2) 前条第2項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証（次条において「獣医師免許証」という。）を有するものに限り、人事委員会が定める職員を除く。）

第4条 条例第11条第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9条に規定するの職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 採用以外の欠員補充の方法により第2条第1項に掲げる職を占めることとなつた職員で、前条第1号に定める職員の要件に準じて人事委員会が定める要件を満たしているもの
- (2) 採用以外の欠員補充の方法により第2条第2項に規定する職を占めることとなつた職員で、獣医師免許証を有するもの（人事委員会が定める職員を除く。）

第5条第1項中「第3条第4号及び前条第4号」を「第3条第2号及び前条第2号」に改め、同条第2項中「又は同条第2項に規定する職の属する職務の級より上位の職務の級に属する職（管理職手当指定職を除く。）」を削る。

第7条第1項中「第3条第1号から第3号までの」を「第3条第1号に規定する」に、「第4条第1号から第3号までの」を「第4条第1号に規定する」に改め、「相当する期間」の次に「、第4条第2号に規定する職員に対する同表の適用については、採用の日から当該職員となつた日までの期間に相当する期間」を加える。

第8条中「初任給調整手当を支給されている」を「第3条第1号又は第4条第1号に規定する職員となつた者（第5条に規定する職員を除く。次項において同じ。）のうち、初任給調整手当を支給されている」に、「第4条各号」を「第4条第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第3条第2号又は第4条第2号に規定する職員となつた者のうち、採用の日前に初任給調整手当を支給されていたことのあるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第1項の規定による支給期間のうち、既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員
	1種	2種	3種	
1年未満	円 410,900	円 365,500	306,000	円 8,000
1年以上2年未満	410,900	365,500	306,000	7,000
2年以上3年未満	410,900	365,500	306,000	6,000
3年以上4年未満	410,900	365,500	306,000	5,000
4年以上5年未満	410,900	365,500	306,000	4,000
5年以上6年未満	410,900	365,500	306,000	3,000
6年以上7年未満	410,900	365,500	306,000	2,000
7年以上8年未満	410,900	365,500	306,000	1,000
8年以上9年未満	410,900	365,500	306,000	
9年以上10年未満	410,900	365,500	306,000	
10年以上11年未満	410,900	365,500	306,000	
11年以上12年未満	410,900	365,500	306,000	
12年以上13年未満	410,900	365,500	306,000	
13年以上14年未満	410,900	365,500	306,000	
14年以上15年未満	410,900	365,500	306,000	

15年以上16年未満	410,900	365,500	306,000	
16年以上17年未満	406,500	361,500	302,700	
17年以上18年未満	402,100	357,500	299,400	
18年以上19年未満	397,700	353,500	296,100	
19年以上20年未満	393,300	349,500	292,800	
20年以上21年未満	388,900	345,500	289,500	
21年以上22年未満	369,600	328,700	275,800	
22年以上23年未満	349,900	311,600	261,800	
23年以上24年未満	330,700	295,000	248,400	
24年以上25年未満	311,400	278,100	234,600	
25年以上26年未満	292,000	261,300	221,000	
26年以上27年未満	269,400	240,600	203,400	
27年以上28年未満	247,200	220,300	186,400	
28年以上29年未満	224,900	200,000	169,200	
29年以上30年未満	202,200	179,300	151,600	
30年以上31年未満	177,500	157,500	133,700	
31年以上32年未満	152,700	135,600	115,500	
32年以上33年未満	128,200	114,000	97,700	
33年以上34年未満	90,200	82,200	71,700	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員になつた日以降の期間を示す。

2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第6号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「中央児童相談所」を「児童相談所」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条第2項第2号中「前項第9号から第11号まで」を「前項第9号及び第10号」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、同年12月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第7号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の130」を「100分の135」に、「100分の170」を「100分の175」に改め、同条第2号中「100分の60」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の85」に改める。

別表第1の備考1中「科学技術統括監、地域・離島統括監、文化生活統括監」を「企画振興統括監」に改め、「環境企画統括監」の次に「、県民生活統括監」を加え、「観光交流統括監」を「観光政策統括監、文化スポーツ統括監」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第8号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年沖縄県条例第65号」の次に「。以下「特殊勤務手当条例」という。」を加える。

第6条の見出し中「及び農林漁業普及指導手当」を「、農林漁業普及指導手当及び特殊勤務手当」に改め、同条中「及び農林漁業普及指導手当」を「、農林漁業普及指導手当及び特殊勤務手当（特殊勤務手当条例第51条に規定する外国勤務手当に限る。）」に改める。

第8条第1項中「特殊勤務手当」の次に「（特殊勤務手当条例第51条に規定する外国勤務手当を除く。第3項において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第9号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	渡名喜村	渡名喜中学校	5	を
	宮古島市平良字大神	大神小学校		
	宮古島市平良字大神	大神中学校		

「

渡名喜村	渡名喜中学校	
------	--------	--

」に、

「竹富町字西表	白浜小学校	5	を
竹富町字西表	白浜中学校		
竹富町字西表	船浮小学校		
「竹富町字西表	白浜小学校	5	に改める。
竹富町字西表	船浮小学校		

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第10号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1福祉保健部薬務衛生課の項中「福祉保健部薬務衛生課」を「薬務疾病対策課」に改め、同表実習船運営事務所の項中「実習船運営事務所」を「沖縄水産高等学校」に改め、「の職員」の次に「のうち海事職給料表の適用を受ける職員」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「科学技術統括監 地域・離島統括監 文化生活統括監 環境企画統括監」を「企画振興統括監 環境企画統括監 県民生活統括監」に、「観光交流統括監」を「観光政策統括監 文化スポーツ統括監」に、「看護専門監 医療制度改革専門監」を「看護専門監」に、「企業誘致対策監 労政福祉監 観光まちづくり調整監 誘致企画監」を「企業誘致対策監」に、「行政情報センター室長」を「行政情報センター室長 全国豊かな海づくり大会推進室長」に、

「工業技術センタ ー	所長 企画管理班の班長	を
「工業技術センタ ー	所長 企画管理班の班長	に、
衛生環境研究所	所長 企画管理班の班長 主幹	
動物愛護管理セ ンター	所長	
「芸 術 大 学	学長 学部長 学生部長 附属図書・芸術資料館長 附属研究所長 事務局長 総務課長	を

「

食肉衛生検査所	所長 食鳥検査班の班長 組織定数担当の主幹
---------	-----------------------

」に、

「

福祉保健所	所長 福祉総括 保健総括 総務福祉班の班長 庶務班の班長
-------	------------------------------

」を

「

福祉保健所	所長 福祉総括 保健総括 総務企画班の班長
-------	-----------------------

」に、

「

総合精神保健福祉センター	所長
衛生環境研究所	所長 企画管理班の班長 主幹
動物愛護管理センター	所長
食肉衛生検査所	所長 食鳥検査班の班長 組織定数担当の主幹

」を

「

総合精神保健福祉センター	所長
--------------	----

」に、

「

職業能力開発校	校長 組織定数担当の主幹
---------	--------------

」を

「

職業能力開発校	校長 組織定数担当の主幹
芸 術 大 学	学長 学部長 学生部長 附属図書・芸術資料館長 附属研究所長 事務局長 総務課長
博物館・美術館	副館長

」に改め、同表教育庁の項中

「

出先機関	教育事務所	所長 総務班の班長 人事担当の主幹及び主査
	実習船運営事務所	所長 船長

」を

「

出先機関	教育事務所	所長 総務班の班長 人事担当の主幹及び主査
------	-------	-----------------------

」に、

「

図 書 館	館長 副参事 分館長
博物館・美術館	館長 副館長

」を

「

図 書 館	館長 副参事 分館長
-------	------------

」に、

「

県 立 学 校	校長 副校長 教頭 事務長
---------	---------------

」を

「

県 立 学 校	校長 副校長 教頭 事務長 船長
---------	------------------

」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月31日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第12号

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「財団法人沖縄県私学教育振興会
社団法人沖縄県対米請求権事業協会」 を「社団法人沖縄県対米請求権事業協会」に、

「財団法人おきなわ女性財団
社団法人沖縄県税務協会」 を「財団法人おきなわ女性財団」に、

「財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
社団法人沖縄県青少年育成県民会議」 を「財団法人沖縄県保健医療福祉事業団」に、

財団法人沖縄県平和祈念財団」

「財団法人沖縄県畜産振興基金公社
社団法人沖縄県漁業無線協会」 を「財団法人沖縄県畜産振興基金公社」に、

「財団法人沖縄県産業振興公社
社団法人沖縄県工業連合会」 を「財団法人沖縄県産業振興公社」に、

「財団法人沖縄県公園・スポーツ振興協会
財団法人国立劇場おきなわ運営財団」 を「財団法人国立劇場おきなわ運営財団
財団法人沖縄県体育協会」に、

「財団法人暴力団追放沖縄県民会議」を「公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議」に改める。

別表第2中 「社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会」 を「社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会」に、

「沖縄県漁業協同組合連合会
沖縄県漁業信用基金協会
沖縄県中小企業団体中央会
沖縄県職業能力開発協会」 を「沖縄県漁業信用基金協会」に、

「沖縄県住宅供給公社
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」 を「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」に改
社会福祉法人美原福祉会」
める。

別表第3中 「那覇空港ビルディング株式会社
琉球エアークommunicuter株式会社
株式会社沖縄産業振興センター
株式会社トロピカルテクノセンター」 を「那覇空港ビルディング株式会社」に改める。
株式会社沖縄県物産公社
ブセナリゾート株式会社
那覇新都心株式会社」

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月31日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第13号

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第3条第5号中「再任用職員異動又は」を削る。

第4条第1項第1号から第3号までの規定中「第6号」を「第5号」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第14号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（交通取締等手当）

第2条の2 条例第4条第1項の人事委員会規則で定める職員は、涉外事件に関する通訳を本務とする職員（以下「涉外事件通訳員」という。）とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 商工労働部産業政策課

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 環境生活部環境保全課

第8条第1項第6号を次のように改める。

(6) 沖縄水産高等学校（実習船の運航に関する業務に従事する職員に限る。）

第8条に次の1項を加える。

3 条例第14条第3項の人事委員会規則で定める作業は、生活若しくは事業に起因し、又は付随する廃水の流入する水域における汚泥等との接触により健康を害するおそれのある作業、不快性が認められる作業、視界の制限により困難性が認められた作業その他の劣悪な環境において行われる作業とする。

第13条第1項中「及び水質管理班」を「、水質管理班及び浄化センター（水質管理の業務に従事する者に限る。）」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(4) 汚泥等の化学試験及び検査の作業

第13条に次の2項を加える。

3 条例第21条第2項の人事委員会規則で定める作業は、前項第4号の作業とする。

4 条例第21条第3項の人事委員会規則で定める場合は、同一の日において、第2項第1号から第3号までのいずれかの作業に従事し、かつ、同項第4号の作業に従事した場合とする。

第15条第1項第2号中「観光商工部商工振興課」を「商工労働部商工振興課」に改める。

第16条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削る。

第17条第1項中「従事する職員」の次に「及び涉外事件通訳員」を加える。

第35条を次のように改める。

（外国勤務手当）

第35条 条例第51条第3項の法に規定のない地域に駐在する職員に係る適用については、台北に駐在する職員にあっては、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）別表第1に規定する在香港日本国総領事館の職員に適用される規定を適用するものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---